第二次提言

(環境エネルギー・経済産業分野)

平成26年1月31日 大阪府市規制改革会議

大 阪 府 市 規 制 改 革 会 議 第 二 次 提 言 「環境エネルギー・経済産業分野」 (構成)

序 章 環境エネルギー・経済産業分野の規制緩和の必要性

第 1 章 規制緩和を提案する背景

第 2 章 規制改革提案

第3章 府市改善提案

参考資料 (1)委員からでたアイデア

(2)ヒアリング・アンケート結果

(3) デンマークのエネルギー政策報告

序章 環境エネルギー・経済産業分野の規制緩和の必要性

環境エネルギー・経済産業分野においては、委員及びヒアリングを行った事業者から、廃棄物・エネルギー及び創業・ベンチャー企業支援に関する提案があった。

【提案(例)】

- ・一般廃棄物と産業廃棄物の処理の一元化
- 再生可能エネルギー等の多様なエネルギー源で構成されるスマートコミュニティの推進
- ・登録免許税の改正や外国人創業基準の緩和 など

これらの提案は、行政事務の効率化、新たなエネルギー社会の構築及び成長産業の振

興に必要な規制緩和であり、大阪府のみならず全国にも波及効果が見込めることから、本

規制改革会議で提言を行うこととする。

第1章 規制緩和を提案する背景

(1)廃棄物

廃棄物処理法は、高度経済成長期(昭和40年代)の大量生産・消費・廃棄に伴うごみ増加の対応や、産業廃棄物の事業者処理責任を明確にするため、清掃法(市町村に家庭ごみ等の処理義務付け)を改正して制定された。

しかし、近年、廃棄物の減量化・リサイクルの進展により、廃棄物処理施設は過剰となっており、市町村も財政状況が厳しく処理施設の更新が難しい他、民間の廃棄物処理事業者も育成されているなど、法制定時から社会状況が大きく変化している。

(2)エネルギー

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により、電力供給体制は、原子力発電を中心としたこれまでの大規模集中型から地域分散型への転換が求められている。 また、原子力発電に依存しない新たなエネルギー社会を構築するには、再生可能エネルギーの普及が欠かせないが、既存の法による立地規制の課題があり、さらなる普及の障害となっている。

事業者は、多様なエネルギー源で構成されるスマートコミュニティ、太陽光発電等の再生可能エネルギー、超小型EVその他新型自動車などの普及に向けた規制緩和等を求めている。

(3) 創業・ベンチャー企業支援

大阪は、廃業率が開業率を大きく上回り、事業所数の減少に比べ新しい事業所の設立が行われていない状況にある。税制見直し等によるインセンティブや、規制改革等ににより創業を促進し、経済の活性化を図る必要がある。

事業者は、登録免許税の改正や外国人創業基準の緩和等を求めている。

■規制改革・府市改善の提案

規制改革提案

廃棄物	1	一般廃棄物と産業廃棄物の処理の一元化
	2	多様なエネルギー源を活用したスマートコミュニティ※
エネルギー	3	再生可能エネルギーの普及に向けた規制緩和
	4	新型自動車の普及に向けた規制緩和※
創業・ベンチャー 企業支援	⑤	創業・ベンチャー企業を支援する規制緩和※

※平成25年9月に国家戦略特区として提案(⑤は一部)

府市改善提案

創業・ベンチャー 企業支援	1	公共調達のベンチャー企業への開放
エネルギー	2	小水力発電の普及に向けた規制緩和

第2章

規制改革提案

○第2章では、廃棄物・エネルギー分野、起業・開業支援分野における、 事業者等が活動しやすい環境づくりを進めるために取り組むべき規制改革 についての提案を示す。

規制改革提案① 一般廃棄物と産業廃棄物の処理の一元化(廃棄物処理法の規制緩和)

〔提案趣旨〕

- ・現行の廃棄物処理法では、廃棄物は、一般廃棄物と産業 廃棄物に分けて処分され、かつ、一廃は小さな基礎自治 体の責務になっている。そのため、非効率が生じている。
- ・多くの海外諸国(米国、EU)には、こうした区分はなく 処理方法別(有害、非有害)に分類した上で、一括処理 している例がある。

大阪府域の廃棄物処理状況

	産業廃棄物	一般廃棄物
施設数	21	46
年間処理能力(万トン/年)	49	400
H23年度処理量(万トン/年)	24	299
年間稼働率(%)	48	75

【規制の根拠】

廃棄物処理法

······································			
分 類	定義	処理責任	処理方法
産 業 廃棄物	【法第2条第4項】 事業活動に伴って排出され る廃棄物で燃え殻、汚泥、 廃油、廃プラスチック類等 の20種類を規定	排出	【法第12条他】 ・排出事業者が自ら処理 ・産業廃棄物処理許可業者に委託 ※マニフェスト制度で排出から最終 処分までの処理履歴を報告要
一 般 廃棄物	【法第2条第2項】 産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭やオフィス等から出る 紙類、厨芥、不燃物等)	市町村※	【法第6条の2他】 ・市町村が自ら処理 ・市町村が処理業者に委託 ・一般廃棄物処理許可業者が処理

※事業系一般廃棄物の処理責任は事業者にあるが、家庭系も含めた全ての 一般廃棄物の統括処理責任は市町村となる。

【規制緩和の内容】

廃棄物処理法の改正

- ・一廃と産廃の区分の廃止
- 一廃の市町村の処理規定を廃止
- ・一廃処理施設での産廃処理を可能とする。(逆も同じ)

≪規制緩和により考えられる効果≫

- ■大阪府内で民営化を前提に一般廃棄物を 広域処理した場合 (300t/日の施設に集約すると仮定)
- ○一般廃棄物処理施設数46施設(現状) → 28施設(将来)
- 〇施設建設費
 - 2,859億円(現状)→2,704億円(将来) ※現行体制のままの更新と比べて▲155億円
- 〇収集•運搬費
 - 474億円/年(現状)→536億円/年(将来) ※現行体制のまま更新と比べて+62億円/年
- 〇処理 · 処分費
 - 448億円/年(現状)→326億円/年(将来) ※現行体制のまま更新と比べて▲122億円/年

個別提案シートの例

提 案 名	①一般廃棄物と産業廃棄物の処理の一元化	
現行制度の 概要	・法では、「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、 廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物であり、一般廃棄物は、産 業廃棄物以外の廃棄物と定義されている。 ・一般廃棄物は、市町村に収集・運搬・処分の義務が課されており、①自ら、②処理業者に 委託、③一般廃棄物処理許可業者のいずれかで処理されている。 ・産業廃棄物は、排出事業者に運搬・処分の義務が課されており、①自ら、又は②産業廃 棄物処理許可業者で処理されている。	
課題•支障 事例	・現行の廃棄物処理法では、廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分けて処分され、かつ、 一般廃棄物は、小さな基礎自治体の責務になっている。・そのため、非効率が生じている。	
具体的規制 の根拠	 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条(定義) ・ 第6条の2(市町村の処理等) ・ 第11条(事業者及び地方公共団体の処理) 	
方向性	一般廃棄物と産業廃棄物の区分を廃止。一般廃棄物の市町村別の処理規制を廃止し、全ての廃棄物処理を民間事業者にも開放。一般廃棄物処理施設でも産業廃棄物の処理を可能とする。(逆も同じ。)	
関係先	環境省	
備考• 留意点	・廃棄物の減量化・リサイクルの進展により、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の稼働率が下がっているが、本規制緩和により、廃棄物全体の処理効率が上がり、施設の更新費用や運転費用を大幅に削減できる。 (大阪府内で民営化を前提に広域処理した場合の試算効果:建設費▲155億円)	

規制改革提案② 多様なエネルギー源を活用したスマートコミュニティ

[提案趣旨]

- ・電気の発送電は一般電気事業者が独占しており、連系のため過大な機器の負担があり、また、託送の条件もあり、多様な発電事業者(メガソーラー、下水処理場など)が参加することが困難となっている他、電力使用の課金については、計量法の検定による型式承認を受けた計量器を使用する必要があり、現行制度では、計量法等で定める規格以外の計量器を電力や電力量等の取引用として使用することができない。
- ・熱供給事業者は、現行法では、供給エリアに対する供給義務が課されており、多様な発電施設から出る排熱を有効活用することが難しい。

【規制の根拠】

- •電気事業法第19条
 - (一般電気事業者の供給約款等)
- 電気事業法施行規則附則第17条 (一の需要場所の特例)
- 熱供給事業法第5条 (許可の基準)
- ·計量法 第16条 (使用の制限)

【規制緩和の内容】

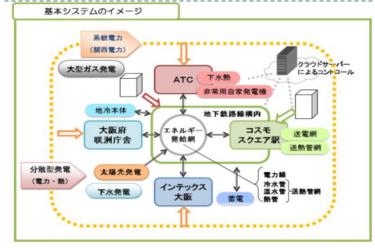
電気事業法の改正

- ・一需要家複数契約を可能とする規制緩和 熱供給事業法の改正
 - 熱供給義務の緩和

計量法の改正

・各種メータの統合、通信による計量・課金

■咲州地区スマートコミュニティ実証事業として、 国家戦略特区申請



災害時にも施設間で電気と熱の相互融通を可能に 電気と熱をエリア単位で融通し、総エネルギー・CO2削減をめざす

- ≪規制緩和により考えられる効果≫
- ■大都市にふさわしいエネルギー需給システムの実現
- ■新しいエネルギー技術・システムによる需要創出と 経済活性 など

個別提案シートの例

提 案 名	②多様なエネルギー源を活用したスマートコミュニティ
現行制度 の概要	・ほとんどの電力需要者は、現行の電気事業法に基づいて策定されている一般電気事業者の電気供給 約款に基づいて、1需給契約につき、1供給・1引込・1計量が義務付けられており、一般電気事業者の電 力供給線を使用する限り、同時に他の電力供給の契約ができない。 ・現行の熱供給事業は、100%の供給義務が課されており、多様な分散型電源から発生する熱を容易に 融通して使用することが認められていない。 ・電力使用の課金は、現行法では、計量法の検定による型式承認を受けた計量器を使用する必要がある
課題•支障 事例	 ・現状では、電気の発送電は一般電気事業者が独占しており、連系のため過大な機器の負担があり、また、託送の条件もあり、多様な発電事業者(メガソーラー、下水処理場など)が参加することが困難となっている。また、現在進められている電力システム改革では、法的な発送電分離のみで、一般電気事業者の所有権分離まで想定されていない。 ・熱供給事業者は、現行法では、供給エリアに対する供給義務が課されており、多様な発電施設から出る排熱を有効活用できない。 ・計量法等で定める規格以外の計量器を電力や電力量等の取引用として使用することができない。
具体的規 制の根拠	 ・電気事業法第19条(一般電気事業者の供給約款等)、関西電力電気供給約款第11条(供給の単位)) ・電気事業法施行規則附則第17条(一の需要場所の特例) ・熱供給事業法第5条(許可の基準) ・計量法第16条(使用の制限)
方向性	・所有権を分離した送電事業者を創設し、一需要家の複数契約を可能とする。・熱供給事業の供給エリアへの供給義務を緩和し、複数の電気事業者が排熱を有効活用できる制度に変更する。・電気やガス等の各種メータの統合や、計量器でなく通信による計量・課金制度を創設する。
関係先	経済産業省、国土交通省

備考•留意点

10

ベイエリアスマートエネルギーネットワークの構築へ!

~企業立地の優位性向上を目指して~

≪安心・安価なエネルギー 様々なライフスタイルの雇用創出

から企業立地の優位性を向上≫

- ①エネルギーインフラを構築し、複数の分散型電源より廃熱を有効活用するエネルギー供給を実現→**廃熱利用によるエネルギー効率向上** ②24時間稼働するエリアとして各施設のエネルギー消費をピークシフト(分散)を実現。→負荷平準化によるエネルギー効率向上
- エネルギーインフラ 導入(例: Amazon在庫管理システム) バイオマス発電 商業•宿泊 施設 物流•工場施設 業務施設 メガソーラー

•24時間活動する都市(工場、物流、データ センター、スマートな組み合わせ)など IT技術を工場・物流・エネルギー・交通に

- ・分散電源によりエネルキーロスを65%改善 施設間熱融通により冷暖房効率を向上
- 設備投資を負担の軽減 ・24時間勤務による新たな雇用創出
- ■エリアの将来イメージ(まちの売り)

大阪の新しいベイエリアとして

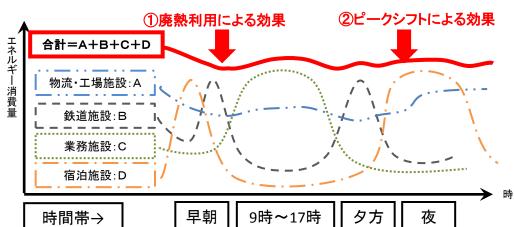
- ・1/3をクリーンエネルギーで供給
- ・安心・安価なエネルギー
- -24時間 活動するエリア
- ・多様な企業・施設の集積 (物流、R&D、業務、工場、IT等)

「スマート×クリエイティブ」なベイエリア を実現

- ■エネルギー供給の**地産地消**により
- ①安定化と②低価格化を図ることで
- ⇒事業継続性の向上 ⇒防災性の向上
- ⇒**産業競争力**を強化
- となり

「企業立地の優位性」をベイエリアで実

時刻別 エネルギー消費量(イメージ)



- ■費用対効果の推定(算定の基礎は参考資料を参照)
- 1. エネルギーインフラ整備:約110億円
- ①電線・熱導管:約44億円 ②分散電源・熱源:約50億円
- ③連携設備機器:約6億円 ④その他:約10億円
- 2. ランニングコスト: 約5.2億
- 3. エネルギー取引収益: 約18.8億円
 - (1)電力:約10.5億円 (2)熱:約8.3億円
- 4. 投資回収年数: **約8年** ×110÷(10.5+8.3-5.2)

■課題となる規制

- ・電気事業法⇒1敷地2引き込み(電事法19条)
- 建築基準法⇒容積率の緩和
- ・熱供給事業法⇒熱供給事業以外の熱供給(導管敷設が困難)
- ·道路法 ⇒ 道路占用許可(道路法32条)
- ・計量法⇒各種メータ統合、通信による計量・課金(計量法16条)
- ・地方税法 ⇒ 地方税の減免 など

規制改革提案③ 再生可能エネルギー普及に向けた規制緩和

〔提案趣旨〕

- ・農地所有者が太陽光発電をやりたくても、農地転用が難しく手続きにも膨大な時間がかかる。
- ・マイクロ水力発電の河川への設置では、河川法の手続きが必要となるが、100年洪水への対応、利水者や河川環境への影響及び河川利用者の安全確保等に配慮する必要があり、認可を受けることは難しい。
- ・市街化調整区域にバイオマス発電施設を設置する場合は、都市計画法の開発許可が必要だが、許可基準が無く設置するが難しい。
- ・再生可能エネルギー設備等の大型投資は、相続税軽減等の優遇制度がなく高齢者資産が活用されていない。

【規制の根拠】

- ・農地法第4条(農地転用の制限等)
- ・河川法第23条・24条(流水・土地の占用許可)
- ・都市計画法第29・34条(開発行為の許可、市街化調整区域の開発許可基準)
- ・相続税法第12条(相続税の非課税財産)

【規制緩和の内容】

農地法の改正

・農地転用の規制緩和

河川法の改正

・流水・土地利用の占用許可の手続きの緩和

都市計画法の改正

- ・市街化調整区域において許可できる開発行為の拡充 相続税法の改正
- ・再生可能Iネルギー設備等への投資の優遇税制を創設

≪規制緩和により考えられる効果≫

- ■遊休農地の活用
- 〇耕作放棄地を活用した全国の太陽光発電ポテンシャル(農林水産省資料(H25.2)) 全国の耕作放棄地(39.6万ha) の内、約17万ha が利用可能で、太陽光発電で約11万haを利用した 場合、580億kWhの発電が可能。 (注)実際の発電可能量ではない。
- 〇府の耕作放棄地:1,665ha(全農地(13,900ha)の約12%) (出典:平成22年農林業センサス)
- ○府域の太陽光発電ポーテンシャル(試算) 580億kWh×(0.17/39.6) = 2.5億kWh

■府内河川の活用

- 〇府内河川数 1級河川(126本)、2級河川(40本)
- 〇府内河川に小水力発電を設置した場合の 導入効果(試算)

(例1)府内の1級河川全てに設置 発電総量:542kW

(例2)府内の2級河川全てに設置

発電総量:172kW

※嵐山小水力発電所(桂川、平常時出力4.3kW)と 同等規模が、各河川に1基設置されると仮定。



個別提案シートの例

提 案名	③再生可能エネルギーの普及に向けた規	制緩和
テーマ	3-1 遊休農地を活用した太陽光発電	3-2 河川を活用したマイクロ水力発電
現行 制度の 概要	・農地法では、農地を農地以外のものとすることを規制している。 ・市街化区域外にある農地を農地以外に転用する場合は、国又は都道府県が道路、 農業用用排水施設等に供する場合などを 除いて、都道府県知事の許可を受けなけれ ばならない。(市街化区域内の場合、予め農 業委員会に届け出る必要がある。)	河川法は、洪水等による災害防止や、適正な河川利用のため、河川の流水や土地の利用を制限している。 (ただし、国土交通省では、「小水力発電を河川区域内に設置する場合のガイドブック(案)(H25.3)等を策定しており、必要な手続きを明確化している。)
課題• 支障 事例	・農地所有者が太陽光発電をやりたくても、 農地転用が難しく、手続きにも膨大な時間 がかかる。 (優良農地(第1種農地等)は原則転用不許 可で、第2種農地では、周辺の他の土地に 立地できない場合等制限がある。)	・マイクロ水力発電の河川(一級河川、二級河川)への設置では、河川法の手続きが必要となるが、100年洪水への対応、利水者や河川環境への影響及び河川利用者の安全確保等に配慮する必要があり、認可を受けることは難しい。
具体的 規制の 根拠	・農地法第4条(農地の転用の制限) ・農地法第5条(農地又は採草放牧地の 転用のための権利移動の制限)	・河川法第23条(流水の占用許可)・河川法第24条(土地の占用許可)
方向性	・農地の太陽光発電施設等の再生可能 エネルギー設備への転用許可の手続き の簡素化	・河川への小水力発電設置の際の流水・土地占用許可 の緩和
関係先	農林水産省	国土交通省
備考· 留意点	農山漁村再生可能エネルギー法が成立し、 同法に基づく再エネ発電設備が第1種農地 の転用不許可の例外に追加されるが、転用 手続きは必要。	河川法の一部が改正され、既に水利使用の許可を受けた農業用水路等に小水力発電設備を設置する場合は、河川管理者の登録を受ければ実施できる。 13

個別提案シートの例

	個別提案ノードの例	
提 案名	③再生可能エネルギーの普及に向けた規制緩和	
テーマ	3-3 市街化調整区域における再生可能エネルギー発電	3-4 エネルギー分野の活性化に向けた 税制創設 (相続税法の改正)
現行 制度の 概要	 ・電気事業法に基づく電気工作物(太陽光発電施設や特定規模電気事業者設置施設は除く)や、ガス事業法に基づくガス工作物の設置は、開発許可が不要。 ・市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であることから、都市計画法では、許可できる開発行為※を限定している。※開発可能な例 周辺居住者の利用に供する公益上必要な施設又は日用品店舗等 	・相続税の非課税対象は、墓石、仏壇、 祭具、生命保険金や退職手当金の一 部等で限定されている。
課題· 支障 事例	・大阪府内の事業者が、バイオマス発電施設を設置しようと考えているが、原則、市街化調整区域では設置ができず、許可を得るためには開発審査会を経るなど手続きに時間を要する。	電所への投資は相続税の課税対象で
具体的 規制の 根拠	・都市計画法第29条(開発行為の許可)・都市計画法第34条(市街化調整区域での開発許可基準)	・相続税法第12条 (相続税の非課税財産)
方向性	・太陽光発電と同様に、バイオマス等の再生可能エネルギーの発電設備の開発許可を不要とする。(市街化調整区域で許可できる開発行為に再生可能エネルギー発電施設を追加。)	・相続税の非課税対象に、再生可能エネルギーや大規模火力発電所等への投資を追加する。
関係先	国土交通省	財務省
備考• 留意点	太陽光発電(付属施設含む)は、開発許可権者が建築物でないと判断した場合、都市計画法第29条の開発許可が不要。	

規制改革提案4) 新型自動車の普及に向けた規制緩和

〔提案趣旨〕

- FV(電気自動車)は構造がシンプルで、スポーツカーや超小型モビリティなど多様な新型車種の参入が可 能だが、既に型式認定を受けた車両の部品を新型EVに使用する際にも新たな認証が必要であったり、少量 生産車の登録台数が限定(100台)されるなど、現状では開発期間の短縮や低価格化が進まない。
- ・自動運転システム搭載車や電動立ち乗り2輪車(セグウェイ等)は、現状の規制下では公道を走行できない。 (国内では、運転手なしで自動運転システム搭載車の試験走行ができない。)
- ・超小型モビリティは、省エネ・少子高齢化時代の新たな乗り物として期待されているが、公道での実証走行 には、一定の大きさ、性能、運行地域等の条件を満たして、国土交通省の認定を受ける必要がある。

【規制の根拠】

- ・道路運送車両の保安基準細目告示第2節
- 道路運送車両法第3条(自動車の種別) 同法に基づく保安基準第10条 (操縦装置)
- ・道路交诵法第70条(安全運転の義務)

【規制緩和の内容】

道路運送車両法・道路交通法の改正

- ・既に型式認定を受けた車両の部品を 新型EVに使用する際の認証を簡素 化する規定を追加
- ・現行制度では、自動車の運行は「常は 運転手が車両を適正に操縦するにと が前提となっていることから、自動走行 に関する規定を追加。
- ・超小型モビリティの規定を追加。



超小型モビリティ



電動立ち乗り2輪車



■国家戦略特区として申請

- ・EVスポーツカーなどの開発・製造環境の整備
- ・自立型走行自動車の展開
- ・子育て・地域介護・高齢者の足としての超小型EV 活用プロジェクト
- 都市型モビリティーとICTの融合による「街と人」を つなげ、安全運転支援システム等の新技術による 市場創出

≪規制緩和により考えられる効果≫

- ■多様な新型EVの開発迅速化・低価格化及び製造 販売・メンテナンスの定着により経済効果が見込め るとともに、我が国の次世代自動車業界を牽引し、 関連企業集積や海外市場を獲得
- ■自動型走行自動車技術の確立により、高齢化社会 問題の解決に資する。
- ■都市型モビリティの活用により地域経済活性化や海外 市場を獲得

個別提案シートの例

提案名	④新型自動車の普及に向けた規制緩和	
テーマ	4-1 開発・製造環境の整備	4-2 使用環境の整備
現行制 度の概 要	・既に型式認定を受けた車両の部品を新型EVに使用する際にも新たな認証が必要・少量生産車について、登録台数が100台に限定されている。 ・海外のスポーツカーメーカーでは、公道でテスト走行を実施しているが、日本では認められていない。	 ・自動運転システム搭載車や電動立ち乗り2輪車(セグウェイ等)は、現行の道路運送車両法や道路交通法に規定されておらず、現状の規制下では公道を走行できない。 ・超小型モビリティは、現行の道路運送車両法に規定がなく、軽自動車と同等に公道を走行するには、国土交通省の認定(超小型モビリティ認定)を受ける必要がある。
課題• 支障 事例	 ・認証を取得するために試験が必要となるため、 開発期間の短縮やコストダウンが進まない。 ・登録台数が少ないため、量産効果を発揮できず、製造コストの低減=販売価格の引き下げにつながらない ・テストを行うためのコースが必要となり、コスト低減や、企業の新規参入が進まない。 	・現行制度では、自動車の運行は「常に運転手が 車両を適正に操縦する」ことが前提となっており、 国内では、運転手なしで自動運転システム搭載 車の試験走行ができない。 ・国の超小型モビリティ認定制度では、一定の大 きさ、性能、運行地域、行政との連携などの条件 を満たす必要があり、現時点では走行エリアが一 部に限定されている。
具体的 規制の 根拠	・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2節・国土交通省 改造自動車等の取扱いについて・道路運送車両法第35条	・道路運送車両法第3条(自動車の種別)、同法に基づく保安基準第10条(操縦装置)・道路交通法第70条(安全運転の義務)
方向性	・道路運送車両法等に、型式認定を受けた車両の部品を使用する際の認証を簡素化する規定、登録台数の数量緩和(100台⇒500台)、走る・曲がるなどの車の基本性能に関する試験により規準への適合が確認された車両についてのみ、公道での試験走行を認める規定を追加する。	・道路運送車両法や道路交通法等に、試験走行も含めた自動運転に関する規定を追加する。・道路運送車両法等に超小型モビリティの規定を追加する。
関係先	国土交通省	国土交通省、警察庁
備考• 留意点		16

規制改革提案⑤ 創業・ベンチャー企業を支援する規制緩和等

〔提案趣旨〕

- ・上場企業すべてに「内部統制報告書」の提出が求められるため、新規上場後、間もない企業については、システム構築や公認会計士による監査コスト等の負担がかかり、成長の阻害要因となっている。
- ・小規模なベンチャー企業の設立の際にも、定額の登録税がかかることにより起業の阻害要因になっている。
- ・ベンチャーファンドやベンチャー企業に対して、法人が出資した場合に出資額を損金算入する制度がないことから、ベンチャー企業の資金供給の促進に支障が生じている。
- ・外国人が創業する場合は、「投資経営ビザ」が必要であり、その際、事業所の確保や2名以上の常勤職員の確保又は500万円以上/人の出資が必要。・法人登記に当たって、6か月以上の在留が必要。これらにより、外国人の創業に支障が生じている。

【規制の根拠】

- ・金融商品取引法第24条の4の4(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価)
- ・登録免許税法第2条 (課税の範囲)
- ・租税特別措置法第37条の13(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等)、第41条の19 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)
- ・総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次 答申」に関する在留資格認定(通知)
- ・内国株式会社の代表取締役の住所について(通知)

【規制緩和の内容】

金融商品取引法の改正

・創業後、一定期間の企業に対する「内部 統制報告書」の提出義務の免除。

登録免許税法の改正

- ・小規模事業者に対する設立登記時における る免許税の引下げ
- ・仮登記による会社設立を可能とする。

租税特別措置法の改正

・エンジェル税制の対象を法人に拡大する。 500万円以上/人の出資及び6か月以上の 在留要件の廃止

- ≪規制緩和により考えられる効果≫
- 〇起業・開業を促進する環境整備

○ベンチャー企業への資金供給の促進

〇外国人による起業・開業を促進する環境整備 等

個別提案シートの例

提 案名	⑤創業・ベンチャー企業を支援する規制総	暖和等
テーマ	5-1 JSOX法の大幅な緩和	5-2 企業版エンジェル税制の創設
現行 制度の 概要	・金融商品取引法では、すべての上場企業に「内部統制報告書」の提出が求められている。	ベンチャーファンドやベンチャー企業に対して、法人が出 資した場合に出資額を損金算入する制度がない。
課題· 支障 事例	・新規上場後、間もない企業については、 システム構築や公認会計士による監査コ スト等の負担がかかり、成長の阻害要因 となっている。	・ベンチャーファンドやベンチャー企業に対して、法人が 出資した場合に出資額を損金算入する制度がないこと から、ベンチャー企業の資金供給の促進に支障が生じて いる。
具体的 規制の 根拠	・金融商品取引法第24条の4の4(財務計算 に関する書類その他の情報の適正性を 確保するための体制の評価)	・租税特別措置法第37条の13(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等) ・第41条の19(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)
方向性	·創業後、一定期間の企業に対する「内部 統制報告書」の提出義務の免除。	・企業版エンジェル税制の創設
関係先	金融庁	経済産業省
備考• 留意点		18

個別提案シートの例

提 案名	⑤創業・ベンチャー企業を支援する規制緩和等	等
テーマ	5-3 登録免許税法の改正	5-4 外国人創業基準の緩和
現行 制度の 概要	・株式会社設立の商業登記を行う際には、資本金の額の1,000分の7、これによって計算した額が15万円に満たないときは、1件につき15万円が必要となる。	 ・外国人が創業する場合は、「投資経営ビザ」が必要であり、その際、事業所の確保や2名以上の常勤職員の確保又は500万円以上/人の出資が必要。 ・法人登記に当たっては印鑑証明書の添付が必要。印鑑証明書の交付のための要件として、6か月以上の在留資格が必要
課題• 支障 事例	・小規模なベンチャー企業の設立の際、過大 なコストがかかることにより起業の阻害要因 になっている。	・外国人留学生を始め外国人の起業・開業に支 障が生じている。
具体的 規制の 根拠	登録免許税法第2条(課税の範囲) 別表第一	・総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する在留資格認定 ・内国株式会社の代表取締役の住所について (昭和59. 9.26民4.4974民事局第4課長回答)
方向性	・小規模事業者に対する設立登記時における 免許税の引下げ・仮登記による会社設立を可能とする。	・代表取締役の国籍要件の緩和・投資経営ビザの取得要件の緩和(500万円/人以上の投資)
関係先	国税庁	法務省
備考• 留意点		

第3章

府市改善提案

○第3章では、委員やヒアリングを行った事業者から提案のあったものの内、条例や

運用等の大阪府・市で実施すべき規制改革の提案を示す。

提案① 創業・ベンチャー企業を支援する規制緩和

〔提案趣旨〕

- ・大阪府市の入札参加資格要件として、1年以上の営業経験を有していることが規定されていることから、 創業後1年間を経過しない企業は、公共調達への参入が出来ない。
- ・これらの資格要件を廃止することによって、創業後間もない企業が公共調達に参入する機会を与え、そ の成長を促進することを目的とする。

提案内容	公共調達の入札参加資格の緩和
現行制度 の概要	・申請日現在において、1年以上の営業経験を有していることを登記事項証明書により確認することができることが、入札の参加資格要件となっている。
課題•支障 事例	・創業後1年間を経過しない企業については、入札参加資格を有しないことから、公共調達に参入出来ない。(物品・委託役務)
規制の 根拠	・大阪府入札参加資格審査要綱第3条(入札参加資格等の決定)・(告示)・大阪市入札参加資格審査申請要領
方向性	・創業後間もない企業が公共調達に参入しやすいしくみの拡大。
考えられる 効果	・創業後間もない企業の成長を促進する。 ・起業・開業の促進に繋がる。

提案② 小水力発電の普及に向けた規制緩和

〔提案趣旨〕

- ・小水力発電の河川への設置では、河川法の手続きが必要となるが、100年洪水への対応、利水者や河川 環境への影響及び河川利用者の安全確保等に配慮する必要があり、認可を受けることは難しい。
- ・さらに、小水力発電は、発電量が少ないため、運転コストが高いと採算が取れない。

提案内容	小水力発電の普及
現行制度 の概要	 ・大阪府では、河川法第32条の規定に基づき、河川占用料の徴収を行うため、「大阪府流水占用料等条例」を制定している。また、同条例に基づき、河川法の流水占用料等の徴収を行っている。 ・発電に係る流水占用料は、国が定める最高限度額の範囲内において設定することとされているが、現状では、他府県においても国が定める最高限度額を徴収している。
課題·支障 事例	・同条例施行規則では、河川占用料の減免の対象となる事業を規定しているが、発電のため の流水の占用に係る占用料の減免は、国や地方公共団体等の公共事業のみであり、民間事 業は対象外となっている。
規制の 根拠	・大阪府流水占用料等条例第5条(占用料の免除等)
方向性	・民間事業者の小水力発電設置に対する占用料の減免
考えられる 効果	・河川を活用した小水力発電の普及促進 (おおさかエネルギー地産地消推進プラン(素案)の推進)

※ 参考資料

(1) 委員からでたアイデア

(2) ヒアリング・アンケート結果

(3) デンマークのエネルギー政策報告

(1) 委員からでたアイデア

上山委員提案

【テーマ I】

一般廃棄物と産業廃棄物の処理の一元化(廃棄物処理法の改正)

【提案】

廃棄物処理法を改正し、一般廃棄物と産業廃棄物の処理を一元化する。

- ①全ての廃棄物処理を民間事業者にも開放
- ②一般廃棄物処理施設でも産業廃棄物の処理を可能とする。(逆も同じ。)

【現状】

〇現行の廃棄物処理法では、廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分けて処分され、かつ、一廃は 小さな基礎自治体の責務になっている。そのため、非効率が生じている。

分類	定義	処理責任	処理方法
産 業 廃棄物	事業活動に伴って排出される 廃棄物で燃え殻、汚泥、廃油 廃プラスチック類等の20種 類を規定	•••	・排出事業者が自ら処理・産業廃棄物処理許可業者に委託※マニフェスト制度で排出から最終処分までの処理履歴を報告要
一 般 廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物(家庭やオフィス等から出る紙類 厨芥、不燃物等)	、市町村	・市町村が自ら処理・市町村が処理業者に委託・一般廃棄物処理許可業者が処理

○多くの海外諸国(米国、EU)には、こうした区分はなく、処理方法別(有害、非有害)に分類した上で、 一括処理している例がある。

第4回大阪府市規制改革会議 資料 4

問題提起

廃棄物処理の規制緩和について

- 1. 市町村単位のしばり
- 2. 産廃と一廃の区分の非合理

上山信一

1. 現行法では、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けて処分され、かつ、 一廃は市町村の責務となっている。

分	類	定義	処理責任	処理方法
	【法第2条第4項】 事業活動に伴って排出される廃棄物で燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の20種類を規定			【法第12条他】 ・排出事業者が自ら処理 ・産業廃棄物処理許可業者に委託 ※マニフェスト制度で排出から最終処分までの 処理履歴を報告要
	【法第2条第2項】 - 般 産業廃棄物以外の廃棄物 廃棄物 (家庭やオフィス等から出る紙類、厨 芥、不燃物等)		【法第6条の2】 市町村	【法第6条の2他】 ・市町村が自ら処理 ・市町村が処理業者に委託 ・一般廃棄物処理許可業者が処理

- 2. しかし、海外ではそのような区分をしておらず、処理方法別(有害、非有害) に分類した上で一括処理している。
- 3. 生産性を上げる意味では、3つの方向があげられる。
 - ①区分の廃止
 - ②市町村別という規制廃止
 - ③都道府県の枠を超える
- 4. 既に地方の一部では、産廃と一廃を相互に処理している。
- 5. 大阪もベストシナリオを考えるべき。
 - ・シミュレーションによると施設更新コストは2,859億円
 - 規制緩和による建設費用削減効果は155億円

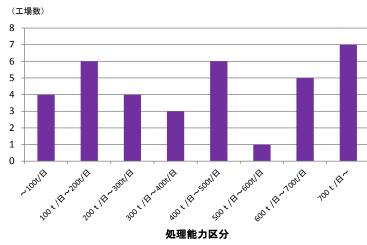
大阪府内における廃棄物焼却施設設置状況

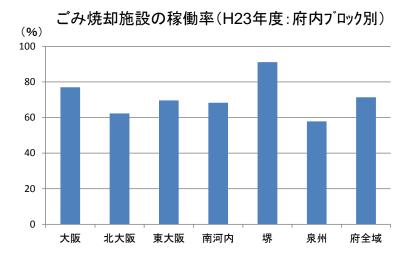
	産廃	一廃
施設数	21	46
年間処理能力 (万トン/年)	49	400
H23年度処理量 (万トン/年)	24	299
年間稼働率(%)	48	75

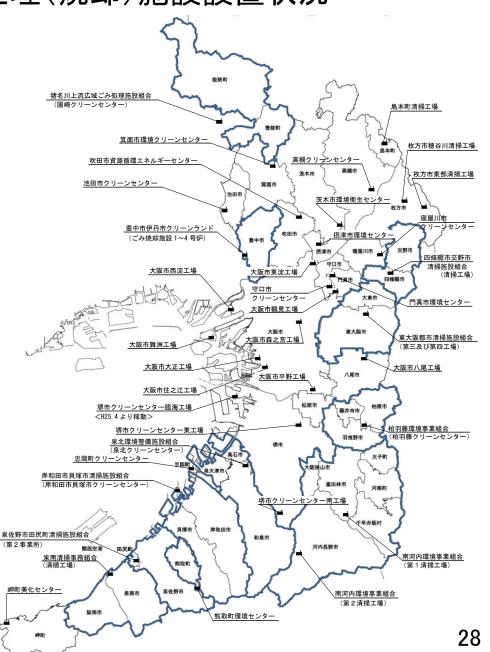
1. 一般廃棄物処理(焼却)施設設置状況

規模別ごみ焼却施設数(H23年度:清掃工場単位)

(全清掃工場数:36)







大阪府ごみ処理広域化計画(H11.3)の概要

<u>広域化の必要性</u>

- (1)ダイオキシン削減対策
- (2)焼却残渣の高度処理対策
- (3)マテリアルリサイクルの推進
- (4)サーマルリサイクルの推進
- (5)公共事業のコスト削減

広域ブロックの区割り

(1)区割りの考え方

地勢(大河川、山地等)、人口 (100万人程度)等を基本に既存 の一部事務組合を包含する区域

(2)ブロック数

6ブロック

施設整備の方向性

(1)ごみ焼却施設

最低100t/日以上 (可能な場合は、300t/日以上)

(2)ごみ焼却施設以外の施設

リサイクル施設、ストックヤード、R DF化施設、焼却灰の高度処理施設等、 焼却施設を含むトータルシステムとし て効率的な組合せ

(3)立地の条件

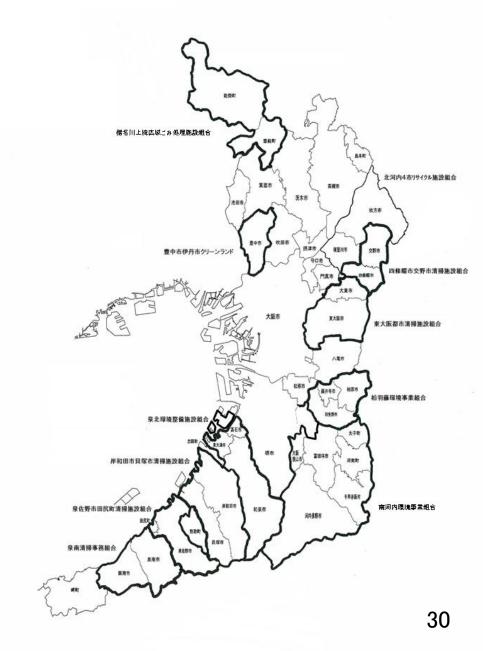
交通条件(輸送効率等)、用地の確保、 住民の理解など多方面から検討

一般廃棄物処理の広域化の現状

(1)一部事務組合による広域化の状況 (ごみ焼却施設関係)

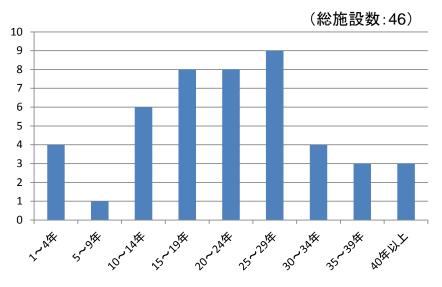
10組合(計 25市町村、261万人)

- ◎豊中市伊丹市クリーンランド
- ◎泉北環境整備施設組合
- ◎柏羽藤環境事業組合
- ◎泉佐野市田尻町清掃施設組合
- ◎東大阪都市清掃施設組合
- ◎四条畷市交野市清掃施設組合
- ◎岸和田市貝塚市清掃施設組合
- ◎南河内環境事業組合
- ◎泉南清掃事務組合
- ◎猪名川上流広域ごみ処理施設組合



(2)ごみ焼却施設の経過年数と建替計画

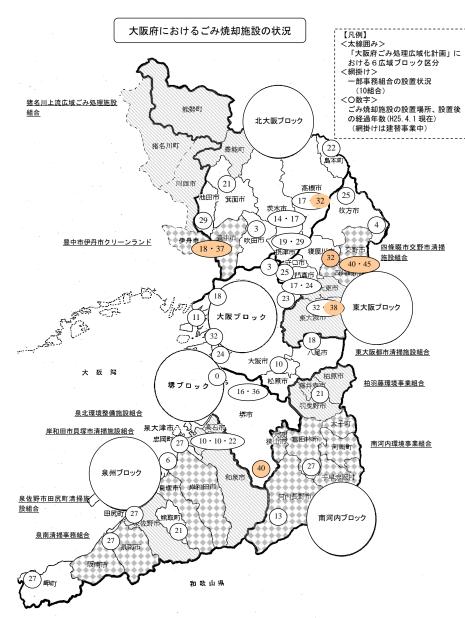
経過年数別のごみ焼却施設数



稼動後20年以上経過した施設が過半数あり、 20年後までに更新が必要となる。

ごみ焼却施設の建替計画(H25.11時点)

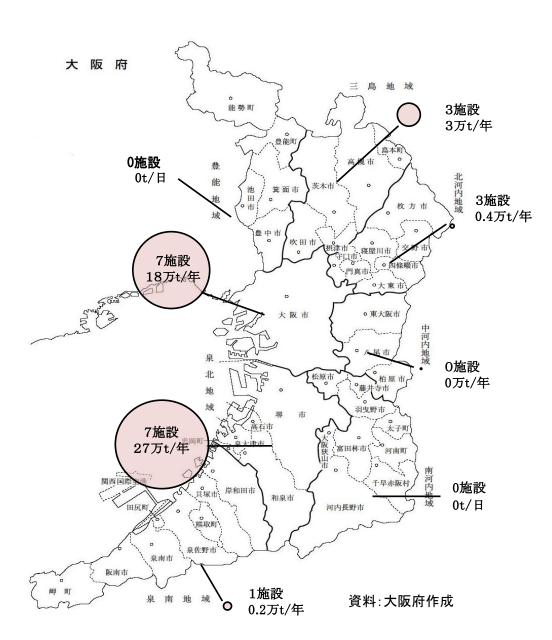
市町村等	規模	稼働 年数	更新計画
豊中市伊丹市クリー	675t/日	37	敷地内で建設中
ンランド1~3号炉	(225 t/日×3)		(H28目途、175t/年×3)
東大阪都市清掃施	600t/日	38	敷地内で建替予定
設組合 第3工場	(200 t/日×3)		(H28目途、200t/年×2)
四条畷市交野市清	180 t/日	45,40	別の場所で建替予定
掃施設組合	(90 t/日×2)		(H28目途、62.5t/年×2)
寝屋川市	360t/日 (180t/日×2)	32	敷地内で建替予定 (H29目途、100t/年×2)
高槻市 第一工場	450t/日 (150 t/日×3)	32	敷地内で建替予定 (H26着工、150t/年×1)



さらに民営化を前提に広域処理した場合の規制緩和効果(試算) 北大阪ブロック(14) 広域処理化 東大阪ブロック(10) ※6ブロックごとに、 300t/日の施設に 集約すると仮定 ■ 300t/日の焼却工場

ブロック名	施設数 施設数		現行体制のまま更新 (①)		民営化を前提に べ 広域化して更新 (②)		規制緩和による削減効果 (①-②)				
(現行)	(現行) (将来)	建設費 (億円)	収集運搬費 (億円/年)	処理処分費 (億円/年)	建設費 (億円)	収集運搬費 (億円/年)	処理処分費 (億円/年)	建設費 (億円)	収集運搬費 (億円/年)	処理処分費 (億円/年)	
大 阪	9	7	869	177	108	869	159	99	0	17	9
堺	3	3	315	49	33	315	49	31	0	0	2
北大阪	12	7	549	89	99	505	97	64	46	▲ 8	35
東大阪	10	6	511	81	95	483	87	61	28	▲ 5	34
南河内	3	2	292	28	42	277	37	27	16	▲ 10	16
泉州	9	3	322	51	70	257	107	45	65	▲ 56	26
計	46	28	2,859	474	448	2,704	536	326	155	▲ 62	122
(注) 端数の関係で各欄の合計が合計値と一致しない場合がある。											

2. 産業廃棄物処理(焼却)施設設置状況



年間焼却能力(民営のみ)	49万t/年
H23年度焼却量	24万t/年
H23年度稼働率	48%

※平成23年度ベース。 産廃は年間300日、一廃は年間268日 稼働するとして計算。

大阪府内の一般廃棄物処理量(H23年度:約299万t/年(公設のみ))と産業廃棄物処理施設の焼却能力を比較すると、 圧倒的に一般廃棄物の処理量が多い。

一般廃棄物の民間施設での処理事例

自治体名	H23年度処理量	処理方法
埼玉県 日高市	16, 112トン/年	太平洋セメント株式会社(埼玉工場)が、家庭ごみや事業系一般ごみを受入れ、ごみ資源化キルンを利用して生分解処理(発酵)した上で、セメントの原材料としてリサイクル。

(注)大阪府内では、民間の2施設が一般廃棄物処理施設(焼却)の許可を受けている。

(出典)H23年度環境省調査結果及び太平洋セメント(株)ホームページ

自治体による産業廃棄物の処理事例(大阪府内)

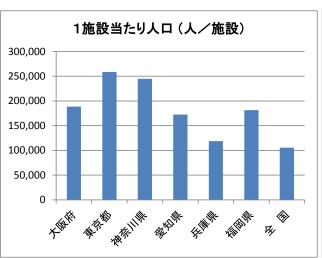
自治体名	H23年度処理量	処理方法
大阪市	4,003トン/年(市全体の約0.3%)	8焼却工場で可燃物を処理
堺市	不明	2焼却工場で可燃物を処理
茨木市	1, 139トン/年(市全体の約1%)	2焼却工場(ガス化溶融改質 炉)で可燃物を処理

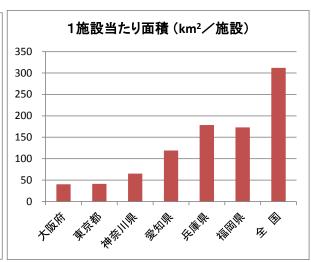
(注)大阪市は、H25年3月末で産業廃棄物の受入れを終了。

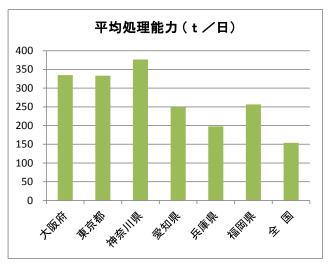
(出典)H23年度環境省調査結果

(参考1)ごみ焼却施設の設置状況の全国比較(H23年度)

都道府県 施設数		1施設当たり人口	1施設当たり面積	平均処理能力
市延州水	加巴民族	(人/施設)	(km²/施設)	(t /日)
大阪府	47	188, 532	40. 4	335
東京都	54	258, 745	41. 3	333
神奈川県	40	244, 811	65. 3	377
愛知県	46	172, 465	119. 0	250
兵庫県	46	118, 766	178. 6	198
福岡県	28	181, 393	173. 1	256
全 国	1, 243	105, 532	312. 1	154

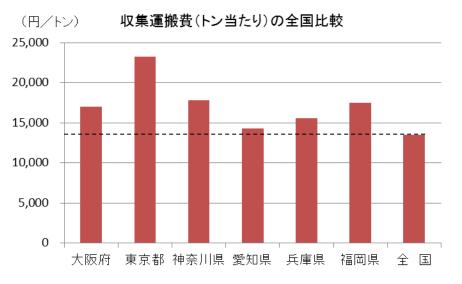


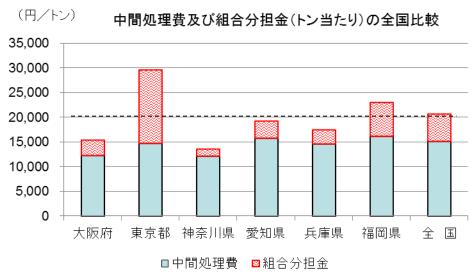


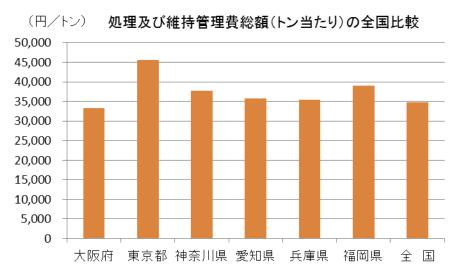


〇1施設当たりの面積及び平均処理能力は、ほぼ東京都と同程度

(参考2)ごみ処理費用の全国比較(H23年度)







- ・ 収集運搬費用は全国平均より高い。
- 中間処理費用及び組合分担金は全国平均 より少ない。
- 処理費及び維持管理費用の総額は、全国 平均や他の大都市圏と比較しても低い。

余語委員提案(抜粋)

2. 非集中型分散発電の推奨による、電力の地産・地消モデルの実証実験

電灯発明当時、トーマス・エジソンが思い描いたのは、電気が消費される場所またはその近くで発電される非集中型電力供給の世界だった。現在の常識である、巨大発電所を郊外に置いて高圧送電するという方式は、水力は別として、発電所が公害設備だったから。原発政策が見直され再生可能エネルギーへのシフトが進む現状では、スマートグリッドの技術進歩に合わせて投資費用の少ない非集中分散型発電がトレンドになっていくのではないか。地域限定で電力の地産・地消モデルの実証実験を行ってはどうか。

- コジェネ、燃料電池、マイクロ水力、風力、太陽光などのグリーンエネルギー
- ・新電力の誘致 e.g. 鉄道発電事業者(大阪市営地下鉄の新規事業)
- ・卸電力市場の整備・活性化
- ・ついでに、その地区では電線・電柱を地下化して景観保全

3. 新型自動車特区による未来型交通システムの実証実験

技術革新により、自動運転システム搭載車や超小型の電気自動車など、これまでの自動車の常識を覆すような新型自動車が続々登場しつつあるが、これらの新型自動車は現状の規制下では公道を通行できない。大阪地区で地域を限定してこれらの車両やシステムの公道での実証実験を行う。

- •自動運転自動車
- •超小型電気自動車
- ・ゼグウェイ

5. 「総合ベンチャー特区」による高付加価値ベンチャー企業の支援

大阪市では、今年度グローバルイノベーションファンドとして100億円規模のベンチャーキャピタル・ファンドの組成を目指しており、今月初旬には公募による運営事業者の選定も行われたと聞いている。これを機会に、ベンチャー企業のスタートアップに関する諸規制を緩和し、ベンチャー企業誘致・育成の為の環境整備を図る。

- ・JSOX法の大幅な緩和
- ・エンジェル税制の抜本改革(個人エンジェル税制の対象と投資限度の拡大、法人エンジェル税制の新設)
- ・大阪府市の公共調達のベンチャー企業への開放
- ・外国人の創業も支援し、法人設立・登記などの手続きを英語化、代表取締役の国籍要件を緩和

岸委員提案(抜粋)

(4)税制

<問題点>

- ①税制は、地方ごとの通達により一定範囲でルール設定が可能であるが、地域経済の発展に活かされている とはいえない。
- ②再生可能エネルギー設備や大規模火力発電所など資金需要の大きい投資に高齢者資産を活用するためには、特別償却を認めて相続税評価額を軽減するなど税制上の仕組みが必要であるが、そのような仕組みになっていない。
- →・例えば、当面資金需要の大きい再生可能エネルギー設備や大規模火力発電所への投資に高齢者資産を向けさせるような相続税の優遇制度を構築できるか。
 - ・企業を国内外から大阪に集めるため、国際戦略特区で法人税を減税できるか。

項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の	大阪市以外	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以	備考(事実確認に関し
→ □	~FT 0	<i>₩</i> . ★	7 00 1		- 1mail: 45 M 83	条例	の条例	- Imagis aE/Id	- 1800 (P. AEZ/III	大阪市以 外市町村 の運用	(明 方 (子 天 唯 畝 に 関 し て)
農地での太陽光発電	農地における太陽光発電を所有者はぜひやりたいという申し出があったが、都道府県の農地担当部局に確認すると、農地転換は難しく、手続に膨大な時間がかかる。	農地法の規制緩和	〇農地法第4条、第5 条、同法施行令、同法 施行規則	〇農地法関係事務に 係る処理基準について 等							
メガソーラーの ワンストップ窓口	騒音、ばい煙等の環境法令の届出のほか、海の近くでは緑地法、河川法、土壌汚染対策法等の手続があり、道路許可(府県市・個人の境目がわかりにくい)などの様々な行政手続がり、ワンストップ窓口を設けてほしい。										河川法等各種法律に基づく 届け出や許認可等のワンス トップサービス
マイクロ水力発電の規制緩和	マイクロ水力発電の河川(一級河川(淀川等)、二級河川、準用河川)への設置では、以下の河川法の手続きが必要となるが、100年洪水への対応、利水者や河川環境への影響及び河川利用者の安全確保等に配慮する必要があり、認可を受けることは難しいと思われる。河川法:流水の占用の許可、土地の占用の許可、工作物の新築等の許可、河川保全区域の行為の制限		〇河川法	〇小水力発電に係る 河川法の許可手続き の簡素化について(平 成25年3月27日付国水 調第35号国水流第6 号)							
	○大阪府は、条例に基づいて、河川法23条及び24条の許可者から流水占用料を徴収することになっている。 ○ただし、国の直轄事業や公共性の高い事業(道路、鉄道等)の場合は、流水使用料を減免できる。	マイクロ水力発電は、規模が 小さく売電収入も多くないこと から、流水使用料の減免対象 に、分散型電源となる小水力発電施設も追加してほしい。			〇大阪府流水 占用料等条例						
によるバイオガ ス抽出の許容流	・府県は、水質環境基準の類型指定水域(大阪湾、COD・T-P・T-N)において、下水道法第2条の2に基づいて、「流域別下水道整備総合計画」を策定する必要があり、大阪湾では、「府県別計容流出負荷量の目標値」や「下水処理場の整備目標」を定めている。・下水汚泥の消化発酵を行うと、消化後の脱水時に下水汚泥から発生する脱離水により、放流水質に悪影響を及ぼす場合がある。	じめとした地域分散型のエネ	〇下水道法第2条の2								
バイオガスにお ける廃掃法の中 間処理許可	・周辺地域から出る未利用バイオマス(家庭生ごみ、事業系バイオマス等)を受け入れるには、廃掃法の中間処理の許可が必要となる。	バイオガスの再生利用目的の 場合は、手続きを緩和できな いか	〇廃棄物処理法7条、1 4条								
都市計画事業の 見直し・認可	バイオマス(家庭ごみ等)受入施設を設置する場合、 下水処理事業と異なるため、都市計画法第59条に基 づく都市計画事業の見直し・認可が必要となる。	バイオガスの再生利用目的の 場合は、手続きを緩和できな いか	〇都市計画法								

項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の 条例	大阪市以外 の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以 外市町村 の運用	備考(事実確認に関し て)
電力システム改革の推進(メガソーラー発電)	・関西電力に系統接続する場合、2MW以上は特別高 圧の受電高圧の受電設備が必要となり、加えて事業 地周辺に高圧送電線がないため新たに送電用の鉄塔 が必要となり、コストが膨大となる。山間部で系統接続 する場合の財政支援がほしい	売り自由化、配送電分離)	○電気事業法								
におけるバイオ	市外化調整区域に設置する場合は、都市計画法の開発許可が必要となる。市からは「市街化調整区域の住民に対するメリットが少ない。バイオマス発電は環境影響が生じる」との理由で不可とされた。	発許可の緩和	〇都市計画法9条17項 都市計画法43条								
バイオマス発電	バイオマス燃料を収集する必要があるが、産廃収集運搬は再委託が禁止されており、関連会社へ職員を派遣して対応している。 しかし、派遣法により派遣は3年間に制限されているため、3年を超えると派遣職員を解雇しなければならない。	派遣法の緩和	○労働者派遣法								
メガソーラー発 電施設の固定資 産税減免	・山間部で事業を行う場合、一部は借地のところもあり、地主からは発電所に変わることで固定資産税が増額になるのではという懸念が出ている。		〇地方税法								
ギーの固定価格 買取制度に係る 手続きの簡素化	・再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る申請手続き※が煩雑であり、系統電力への接続等に事業者の負担が大きい。 ※①土地決定→②電力会社への確認→③仮の設計・電力会社へ申請→④経産省へID申請→⑤経産省のID発行(買取価格決定)→⑥電力会社へ本申請(②→③に3か月全体で最低19か月必要)	の簡素化と送配電部門の中	○電気事業者による再 生可能エネルギー電気 の調達に関する特別措 置法								設備認定の手続き、電力会社への申請について、「最付担かけ事態について、「最付別・力との情報はなく、一般にはもっと短期間である、思われる。(再エネ特措法に施行から、まだ1年経過していが、認定実績多数)
電気等の計量方 法の規制緩和	現行の計量法では、課金するためには、計測部および 計算部と表示部が一体である必要があり、検定を受け ていない計測器で異なる建物や機器の計量・課金を集 約して行うことができない。(建物毎に高価な計量器が 必要となる。)	表示部が分離した計測器で 計量した電力使用量データを	〇計量法								
需給契約等を可 能とする制度の 創設 軌道空間のエネ	現状では、電気の発送電は関電が独占しており、連系のため過大な機器の負担があり、また託送の条件もあり多様な発電事業者(メガソーラー、下水処理場等)が参加することが困難である。また、鉄道事業者の自営線に鉄道事業者以外のPPS事業者等の電力を託送している事例はない。	売り自由化、発送電分離)	〇電気事業法								
スマートコミュニティの実証実験への支障	都市公園法、下水道法で施設・整備面積の制限がかけられている。	当該規制緩和をするべき	〇都市公園法、下水道 法								

項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の 条例	大阪市以外 の条例	大阪府運用	大阪市運用	備考(事実確認に関し て)
石綿障害予防	石綿(レベル1, 2)の撤去等の届出が労働基準監督 署と所轄官庁と2箇所に提出 しないといけないが、どちらか一方で管理してもらいたい。	の届出が労働基準監督署と	〇大気汚染防止法第18 条の15、労働安全衛生 法88条・100条		○大阪府生活 環境の保全等 に関する条例 (第40条の7,8)、 同施行規則(第 16条の10,11)					
	下水道法の特定施設の届出と、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の届出を ※法令毎に準じた様式では、申請時期や許可についても2度手間になり無駄となる。	同じ様式にし、一度の提出と させてほしい。	〇下水道法施行規則第 8条第2項 下水道法第11条の2 水質汚濁防止法第5条							
の漏えい事故発	・水質汚濁防止法では有害物質、指定物質及び油による漏えい事故が発生した場合、届出が必要になっているが、閾値が設定されていない		〇水質汚濁法第14条の 2	〇水質汚濁防止法の 運用						
農商工連携で農 業者の支援制度 がない	・農商工連携にあたって、商工施策は第2・3産業に限定されており、農業者は商工施策としての支援を受けられない。	農業者も商工施策としての支 援を受けられるようにするべき ではないか	〇農商工連携法による 特例措置等							
農地転用を基に戻せない	・事業を展開するために、農地転用を行おうとしても、 仮に事業が失敗し、数年後に再度農地にしようとして も簡単には戻れない。農商工連携の振興を阻害して いる。(例えば、農家が農業レストランを自己の農地で 展開しようとするケース)	事業の進展がうまくいかない 場合には、再度農地にしやす くするべき								
創業資金の自己 資金要件	・創業融資を受ける際に、厳格に自己資金の保有を 求められ、創業時期が遅れることも多いので、もう少し 柔軟な対応とすべき。(自己資金の割合:政策金融公 庫1/3、大阪府1/5)	れる自治体もある。もう少し軽						〇大阪府中小企業 融資制度要綱·要領		
く、「地域金融機関を」と言われる	・信用保証協会の利用の仕方が変わった。以前は利用者が保証協会へ直接行ったが、最近は直接ではなく、地域金融機関を通じて利用するように言われ、利用者は保証協会の職員に事業計画の夢や思いを語りたいが、融資にあたっての事業趣旨の説明等を書面でしか行えず、利用しづらい。制度上改善なのか改悪なのか?							大阪府中小企業融 資制度要網·要領		
	府下の商工会・商工会議所は、経営指導員を介して 行う政策金融公庫だけを紹介する。府の制度融資の 案内もないし意識もない。府が実施している中小企業 支援施策の案内もない。資料を送ってくださいという と、「市役所へ取りに行ってください」と。	商工会・商工会議所において も制度融資の案内をするべき である。								<制度周知に関する提案>
	製造業や小売業に比べて、介護事業への参入の指導 とか経営相談とかはない。大阪府でも許認可はあるが 業を振興するということが希薄ではないか。									<施策のあり方についての 提案> ・府では、介護事業者につい ても商工会・商工会議所にお ける経営相談の支援は可 能。

項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市以外 の条例	大阪府運用	大阪市運用	2 ml	備考(事実確認に関し て)
最低基準	・留学生が卒業して、外国人が新規創業を行う際に、 投資経営VISAの取得必要となるが、その要件が厳し いものとなっており、スムーズに創業できない状況に ある。(1人500万以上の投資が求められる等)			〇出入国管理及び難 民認定法別表第一の 二の表、総合規制改 幸会議の「規制改革の 推進に関する第3次答 申」に関する在留資格 認定						
の際の免許税が 多額	・小規模企業については、設立登記の際の登録免許 税負担が多額。何のための税金か理解できない。個 人は税務署で申告するだけ。会社が設立しやすくなれ ば、個人が連帯して保証する責任がなくなる	仮登記による設立を認め、負	○登録免許税法別表							
任共有制度の創	・小規模企業が個人企業を設立する際、2人か3人で 作ろうとすれば誰かが代表になる必要があり当該者が 責任を負うことになる。									※会社法の適用なし
協会の金利	異なる(府1.6%、市1.8%)	基本は合わせるべきではないか	等					業制度融資要綱		
	保証協会では自己資金要件などが厳格。住宅ローン があれば2年分を自己資金からマイナスされる。	自己資金要件の緩和(ただし 要件は外すべきではない)	〇中小企業信用保険法 等				〇大阪府中小企業 制度融資要綱	〇大阪市中小企 業制度融資要綱		
	中小企業向け融資において、融資の拒否の理由が簡単すぎる	もう少し詳しい融資拒否理由を示すこと					_			行政サービス
融資の事業計画 書	中小企業融資で求められる事業計画書が手間すぎる	簡素化を図ること	〇中小企業信用保険法 等				〇大阪府中小企業 制度融資要綱·要領			
	財産要件(純資産2000万円、預金1500万円。預金は 純資産に含まれる)が金額が多すぎるのではないか.		〇労働者派遣法	〇人材派遣業許可基 準						
	保証協会の事業計画を示すために土地建物を押さえ たものの融資が認められない		〇中小企業信用保険法 等				〇大阪府中小企業 制度融資要綱・要領			
廃業の手続き	廃業の手続きが非常にややこしい。債権者保護の観点もあるがややこしいため放置している場合も多い。		〇破産法ほか							

第4回大阪府市規制改革会議資料5

(3)デンマークのエネルギー政策報告 (本編)

目次

- ■デンマークのエネルギー政策ビジョン
- ■デンマークの概要
- 1 デンマークのエネルギーシステム
- 2 デンマークのエネルギー政策実現のポイント
- 3 仮に大阪市内に熱導管を敷設し熱供給する場合の課題(私見)

参考資料編

大阪市環境局 環境施策課 エネルギー政策担当 課長代理 西田 壮一

■デンマークのエネルギー政策ビジョン

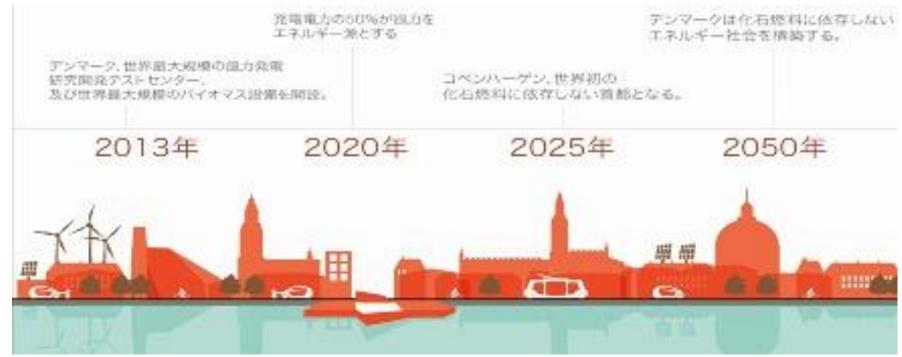
■2012年 エネルギーに関する政策合意 2013年から新築建物への石油・ガスボイラーの設置を中止する。

2020年に、電力の50%を風力でまかなう。

2035年に、デンマークの暖房・電力用の化石燃料の使用を実質的にゼロにする。

2050年に、デンマークの化石燃料の使用を実質的にゼロにする。

出典:都市環境エネルギー(DHC)協会 シンポジウム:2013年2月15日(東京) デンマークと日本における地域冷暖房の展望 Anders Dyrelund(シニアマーケティングマネージャー) Ramboll Eneragy Denmarkより



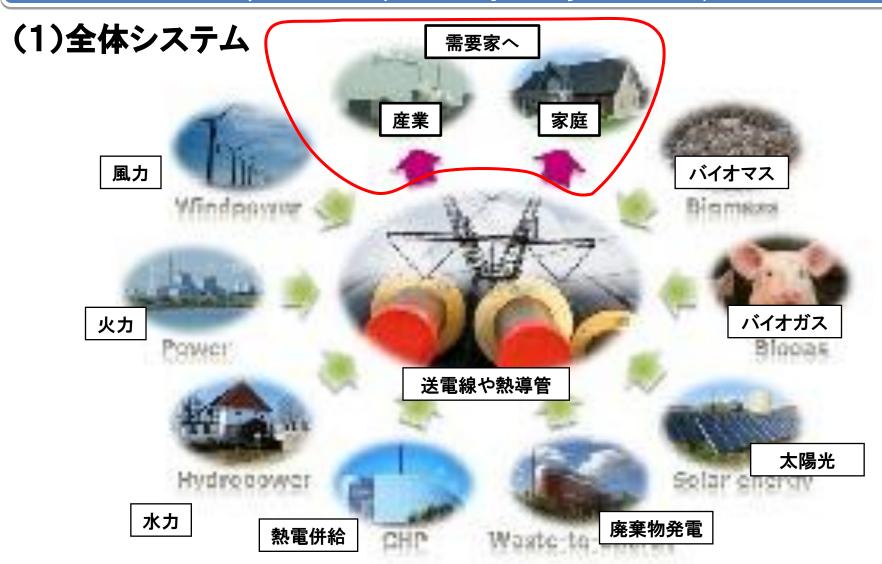
■デンマークの概要

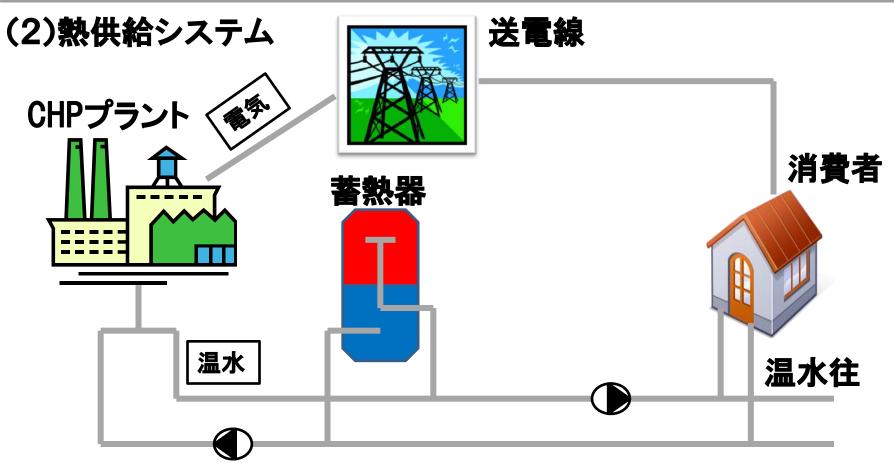
- 1. 面積 本土:4万3,096km²(九州とほぼ同じ) (関西の約1.4倍)
- 2. <u>人口</u> 約560万人(2013年1月時点 兵庫県とほぼ同じ) (関西の約0.27倍)
- 3. <u>GDP</u> 3,136億ドル(2012年 IMF) (関西80兆円、約0.4倍) (※1ドル=98円)
- 4. <u>一人当たりGDP</u> 56,202ドル(2012年 IMF 日本:46,736ドル) (※1ドル=98円) (関西:387万円、約1.4倍)
- 5. <u>デンマーク電力消費量(2010年)</u> 約368億kWh (関西電力販売電力量1,511億kWh、約0.2倍)

※関西:関西広域連合

※関西電力販売電力量:関西電力管内の販売電力量

出典:関西広域連合ホームページ、関西電力CSRレポート2011より





-CHP(combined heat and power plant)とは熱電供給発電所

温水還

→発電の際の廃熱を利用し、温水を作る。

(3)電力供給システム



小売り

送電

発電

配電会社

(約135 内訳: 企業:約100、協同組合:約35)

地域送電会社

Energi Netが10社合併を計画中

送電会社:Energi Net:電力取引市場

電力生産:約6,000の発電所

<u>Nord Pool (2002∼)</u>

- ・北欧4か国(デンマーク、 ノルウェー、スウェーデン、 フィンランド)及びドイツ等の 間で共通電力市場を形成
- ・デンマーク消費電力の 約10%を賄っている

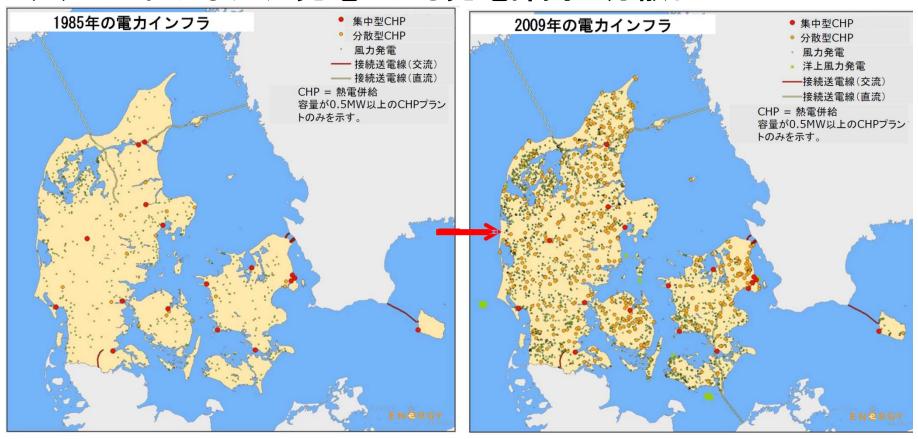
約6,000の発電所の内訳(2011)

- 大規模発電所: 15小規模発電所: 600
- ·風力発電: 5.400

大規模電力企業

- 1 Dong Energy (約8割の株を国が保有)
- 2 Vattenfall (スウェーデンの企業)

(4) CHPおよび風力発電による発電部門の分散化



出典:都市環境エネルギー(DHC)協会 シンポジウム:2013年2月15日(東京) デンマークと日本における地域冷暖房の展望 Anders Dyrelund Ramboll Eneragy Denmarkより



発電専用の大型火力は2012年に閉鎖され、分散型CHPと風力中心の分散型電源に。

(1) 熱エネルギーの有効利用

(2) 市民参加型の風力発電振興

(1)熱エネルギーの有効利用(イメージ) エネルギー取引市場

熱導管 廃 需要家へ 化 棄 排熱利用 デンマーク 工 石 ネ 燃 ル 料 発電 電力グリッド 高 効 率 廃棄エネルギー:45~68% ガス管又は お湯を沸かす 電力グリッド 化石燃 熱変換効率:32~55% 発電効率 41% 電力グリッド 日本 廃棄エネルギー 59% 料

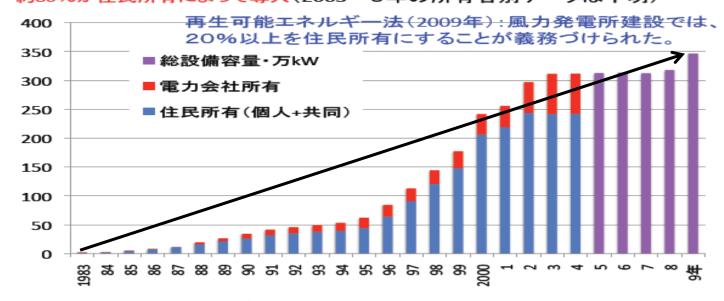
デンマークは廃棄エネルギーを熱エネルギーとして有効活用している。

- (1)熱エネルギーの有効利用(コージェネ)
 - ■コージェネレーション廃熱利用促進のためのデンマークの政策的支援
 - (ア)主な法的措置
 - →熱供給法を制定(1979年)
 - →導管接続義務(1982年)
 - →電気暖房の禁止(1988年)
 - (イ)主な補助・インセンティブ制度
 - →エネルギー税での優遇
 - →購入義務(~2005年)

出典:財団法人 日本エネルギー経済研究所「平成22年度新エネルギー等導入促進基礎調査事業 (再生可能エネルギー等の熱利用促進に関する調査事業)」より

(2)市民参加の取り組み 市民参加型の風力発電振興

デンマークの風力発電設備容量の推移(1983~2009年) 約80%が住民所有によって導入(2005~9年の所有者別データは不明)



現在、デンマークでは風力発電で電力の約20%を供給。 出典:日本環境学会 和田武「実践事例から学ぶ再生可能エネルギーの普及」より DWIAデータより作図

■政策的支援

- •再生可能エネルギー促進法(2008年制定)
 - →洋上風力発電の固定価格買取制度。
 - →陸上風力発電の建替時の生産補助金。
 - →新設風力発電所について、設置区域の自治体の住民に20%以上 の所有権を付与することを義務付け。

仮に大阪市内に熱導管を敷設し熱供給する場合の課題 (私見)

- ■事業の根拠法令
 - •熱供給事業法
 - →事業の許可、供給義務
- ■立地関係の関係法令
 - •都市計画法、建築基準法
- ■地域配管の関係法令
 - •道路法
- ■その他の関係法令
 - 消防法、電気事業法、大気汚染防止法、その他

(参考)例えば大阪であれば、

10万円/m(土木積算:熱導管配管)とした場合、

1億円/km × 5,116km※=5,116億円

30年間でイニシャルコストを回収するためには、170.5億円の純利益が必要。

デンマークのエネルギー政策報告 (参考資料編)

参考1 排熱利用の国際比較 参考2 デンマークのGDP成長と

参考2 デンマークのGDP成長とエネルギー消費

参考3 電気代の比較

大阪市環境局 環境施策課 エネルギー政策担当 課長代理 西田 壮一

参考1 排熱利用の国際比較

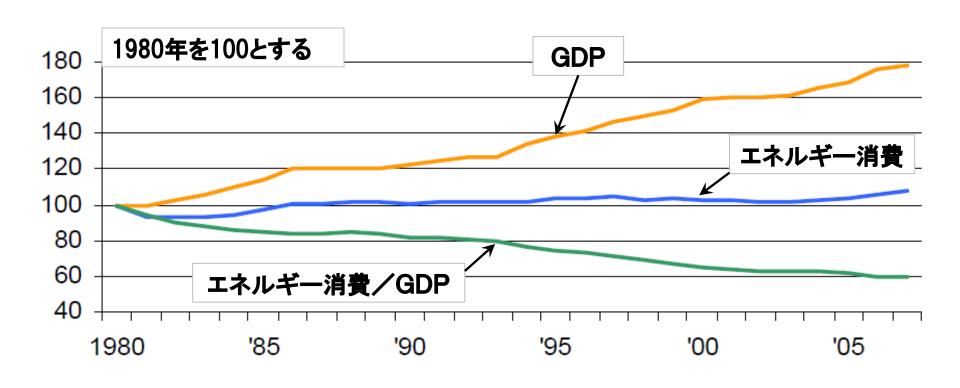
国 名	普及率	年間熱供 給量	導管ネット ワーク長	発電・ごみ 排熱割合
デンマーク	58.0%	112PJ	23,500km	88.0%
フィンランド	48.0%	97PJ	7,900km	75.3%
スウェーデン	45.0%	173PJ	12,000km	39.0%
ドイツ	12.0%	331PJ	19,000km	83.5%
日本	1.2%	20PJ	240km	15.0%

出典:平成14年度経済産業省委託調査より(北欧等のみを掲載) (注)1PJ(ペタジュール)=106(百万)GJ(ギガジュール)=1021(1兆)KJ (キロジュール):1kcal=4.186KJ

普及率(%)=地域熱供給量(需要端)/国全体の熱需要量×100

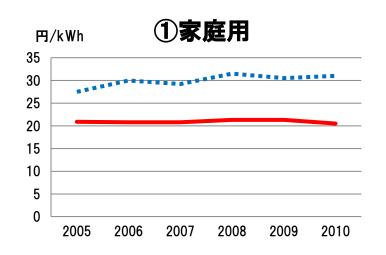


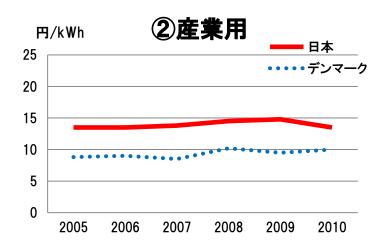
参考2 デンマークのGDP成長とエネルギー消費





参考3 電気代の比較





同 夕	家	庭	産業				
国名	料金(/円kWh)	うち税金割合(%)	料金(/円kWh)	うち税金割合(%)			
デンマーク	31円/kWh	56%	10円/kWh	8. 9%			
日本	20.5円/kWh	6. 6%	13.5円/kWh	7. 5%			

※出典:電力中央研究所報告(報告書番号Y11013、ENERGY PRICES AND TAXES fourth QUART ER 2012)